

第1章 子どもを産み育てやすい環境づくり

第1節 少子社会の現状

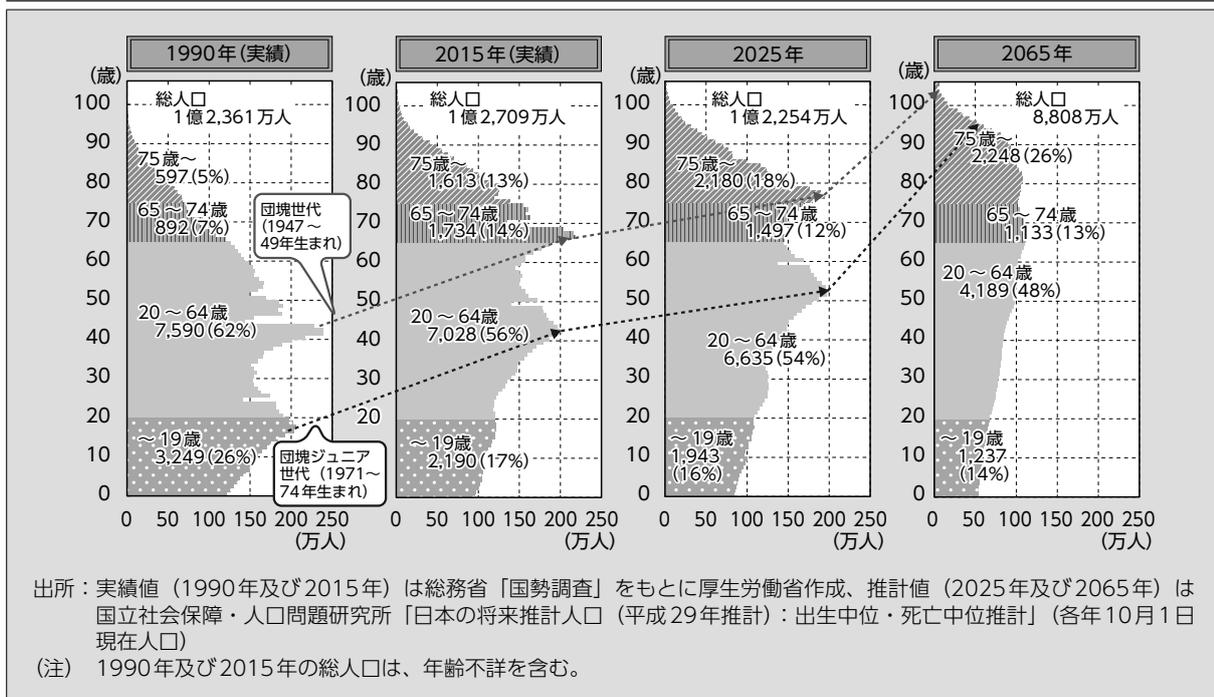
我が国の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に1.26となり、その後、横ばいもしくは微増傾向となっているが、2017（平成29）年（概数）も1.43と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。

また、2017年に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」によると、現在の傾向が続けば、2065年には、我が国の人口は8,808万人となり、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分程度の約56万人となり、高齢化率は約38%に達するという厳しい見通しが示されている（図表1-1-1）。

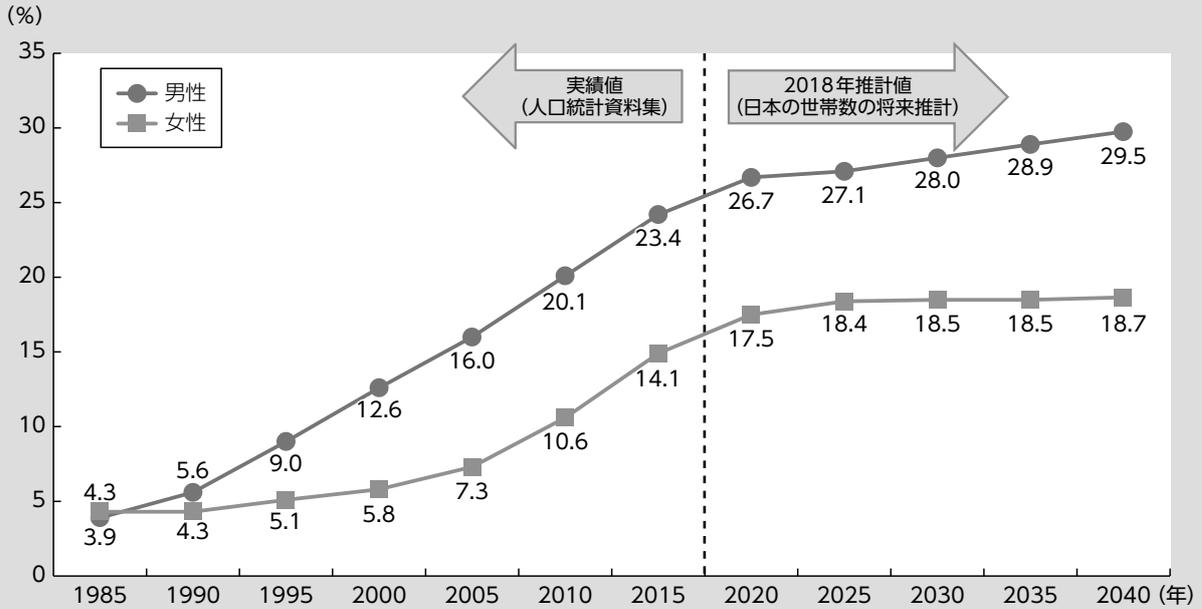
さらに、ライフスタイルが従来とは異なるものになってきている。例えば、2040年には50歳時の未婚割合が男性で約29%、女性では約19%になるものと見込まれている（図表1-1-2）ほか、共働き世帯と専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）とを比べると、1997（平成9）年には既に前者の数が後者の数を上回っている状況にも配慮する必要がある（図表1-1-3）。

こうした状況に加え、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚した後も子どもを育てながら働きたいと希望しているにもかかわらず、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられることなどから、国民が希望する結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要となる。

図表1-1-1 人口ピラミッドの変化（1990、2015、2025、2065）－平成29年中位推計－



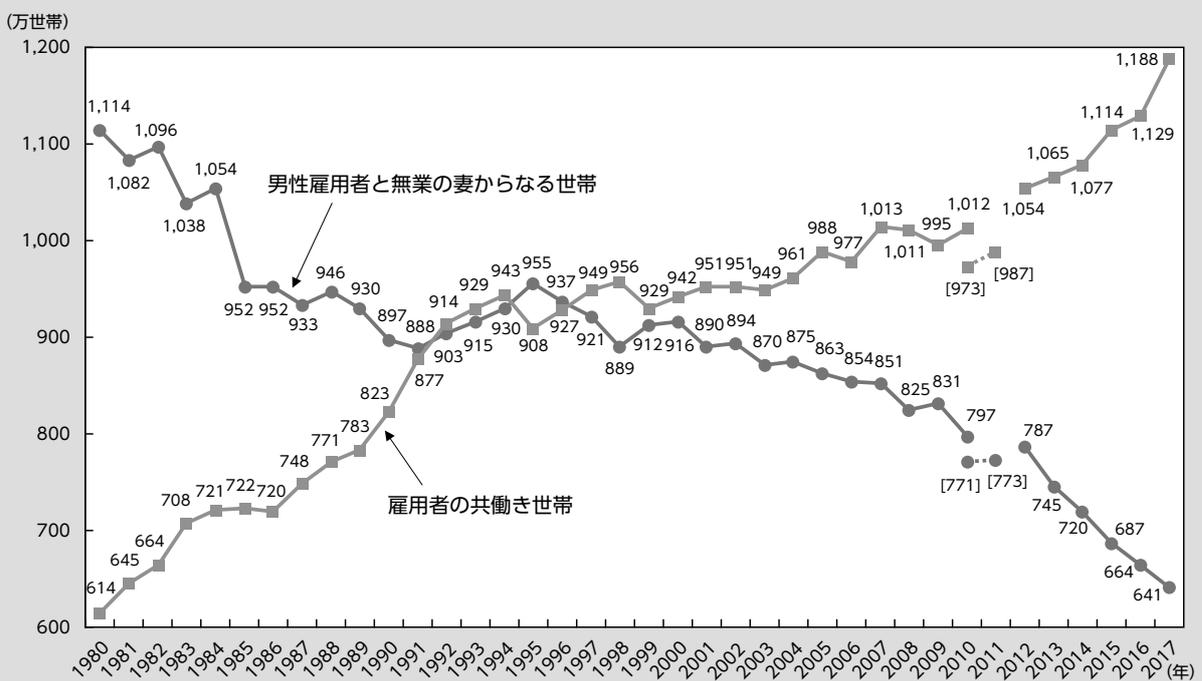
図表 1-1-2 50歳時の未婚割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018年1月推計）」、「人口統計資料集（2018年版）」

（注）50歳時の未婚割合は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2015年までは「人口統計資料集（2018年版）」、2020年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

図表 1-1-3 共働き等世帯数の年次推移



資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

（注）1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 2. 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 3. 2010年及び2011年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
 4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

第2節 総合的な子育て支援の推進

1 子ども・子育て支援新制度

2012（平成24）年8月に成立した子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正
する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律」）に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、社会保障・税一
体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されるものであ
り、2015（平成27）年4月から施行された。

新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識
の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することと
している。具体的には、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型
給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の
改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている（**図表
1-2-1**）。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学
校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこ
ととしている。

2015年4月の新制度の施行と併せ、内閣府に子ども・子育て本部が発足した。子ど
も・子育て本部は、内閣府特命担当大臣を本部長とし、行政各部の施策の統一を図る観点
から少子化対策や子育て支援施策の企画立案・総合調整を行うとともに、子ども・子育て
支援法に基づく給付等や児童手当など子育て支援に係る財政支援の一元的な実施等を担う
ほか、認定こども園制度を文部科学省、厚生労働省と共管している。

図表 1-2-1 子ども・子育て支援の新制度について

I 基本的な考え方（ポイント）									
<p>■子ども・子育て関連3法の趣旨 ①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係整備法（平成24年8月10日に成立）</p> <p>○3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 ※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間合意）</p>									
<p>■基本的な方向性</p> <p>○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設</p> <p>○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ ・地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など） 									
<p>■幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み</p> <p>○基礎自治体（市町村）が実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施 ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える <p>○社会全体による費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要） <p>○政府の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（子ども・子育て本部の設置など内閣府を中心とした一元の体制を整備） <p>○子ども・子育て会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（子ども・子育て会議） ・市町村等の合議制機関の設置努力義務 									
<p>II 給付・事業</p> <table border="0"> <tr> <td>○子ども・子育て支援給付</td> <td>○地域子ども・子育て支援事業</td> </tr> <tr> <td>・施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所</td> <td>・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等</td> </tr> <tr> <td>・地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等</td> <td>・延長保育、病児・病後児保育事業</td> </tr> <tr> <td>・児童手当</td> <td>・放課後児童クラブ・妊婦健診等</td> </tr> </table>		○子ども・子育て支援給付	○地域子ども・子育て支援事業	・施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所	・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等	・地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等	・延長保育、病児・病後児保育事業	・児童手当	・放課後児童クラブ・妊婦健診等
○子ども・子育て支援給付	○地域子ども・子育て支援事業								
・施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所	・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等								
・地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等	・延長保育、病児・病後児保育事業								
・児童手当	・放課後児童クラブ・妊婦健診等								
<p>III 認可制度の改善</p> <p>○大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める ・その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする <p>○小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする</p>									

出典：内閣府資料

新制度では、消費税率の引上げによる社会保障の充実の財源のうち、0.7兆円程度を子ども・子育て支援に充てることとされており、また、これを含め1兆円超程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育・保育・地域の子育て支援の更なる充実を図ることとしている（図表1-2-2）。

2017（平成29）年度においても、子ども・子育て支援は、社会保障の充実において優先的に取り組む施策と位置付けられ、市町村の事業計画等を踏まえた「量的拡充」に対応するとともに、0.7兆円程度の範囲で実施する「質の向上」に係る事項を引き続き全て実施するために必要な予算が計上されたところである。

さらに、2018（平成30）年度においても、引き続き、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」項目のうち、保育士の2%の処遇改善等の実施に必要な予算が計上されている。

図表1-2-2 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

○消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

所要額	量的拡充 0.4兆円程度	質の向上* 0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）	◎3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1） △1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1） △4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1） ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善（3%～5%） ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など

量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

2 全ての子育て家庭への支援

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させることとしている。このことから、①子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援をするとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」や、②子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができ、子育てに関する相談・援助を行う場の提供や、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」、③家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う「一時預かり事業」、④乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」、⑤保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う「子育て短期支援事業」等を「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしている。

第3節 待機児童の解消などに向けた取組み

1 待機児童解消に向けた保育の充実と総合的な放課後児童対策の推進

2017（平成29）年4月1日時点の待機児童数は、26,081人で前年度と比較して増加しており、待機児童の解消は喫緊の課題となっている。厚生労働省では、2013（平成25）年度より待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」に基づき取組みを進めており、「子育て安心プラン」の前倒し分6万人分を含め、2017年度末までの5年間で60万人分近い保育の受け皿が確保できる見通しとなっている。一方、女性就業率は年々上昇し、それに伴い、保育の利用申込者数も急激に増加していることから、2017年6月に「子育て安心プラン」を策定し、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童を解消することとしている。

2016（平成28）年度から実施している企業主導型保育事業については、2016・2017年度で約6万人の受け皿を確保し、2018（平成30）年度は新たに2万人分程度の受け皿拡大に取り組むこととしている。また、預かり保育への補助の充実等により、幼稚園における待機児童の受入れを推進している。

保育の受け皿拡大と合わせて重要な課題である保育人材の確保については、処遇改善や新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むこととしている。特に、民間の保育士等の処遇改善については、従来の取組みに加え、2017年度においては、全ての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の改善を行うことにより、2013年度から2017年度までの5年間で合計10%の改善を実現させるとともに、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数がおおむね7年以上の中堅職員に対して月額4万円、経験年数がおおむね3年以上の職員に対して月額5千円の処遇改善を実施した。また、2017年度補正予算及び2018年度予算により、保育士に1.1%の処遇改善を行った。

また、共働き家庭など留守家庭における小学生の児童に対しては、学校の余裕教室等を活用し、放課後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブを実施している。2017年5月1日時点では、放課後児童クラブ数は全国で2万4,573か所、登録児童数は117万1,162人になっている一方で、利用できなかった児童（待機児童）数は1万7,170人となっている。2014（平成26）年7月31日には、文部科学省と厚生労働省が共同で、「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」を策定した。

「放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、2019年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の追加的な受け皿整備を行い、合計で約122万人分の受け皿を確保することで、利用できない児童の解消を目指すとともに、全小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指している。また、「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度までに前倒し

することとしている。さらに、2018年9月に文部科学省と共同で「新・放課後子ども総合プラン」を策定した。

「新・放課後子ども総合プラン」では、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備する。また、全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指している。

そして、放課後児童クラブの役割として、基本的な生活習慣づけや異年齢児童等との関わりを通して、自主性、社会性を身につけられる場として位置づけ、今後、放課後児童クラブでこうした役割が実行されるよう支援していく。

2017年度予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向けて、施設整備費の補助率のかさ上げの継続や、放課後児童支援員の経験等に応じた新たな処遇改善事業などを実施し、放課後児童クラブの「量的拡充」と「質の向上」を図った。

さらに、2018年度においても、施設整備費の補助率かさ上げ等を継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。

第4節 児童虐待防止対策、社会的養護の充実、女性保護施策の推進

1 児童虐待防止対策の取組みの推進

(1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法の累次の改正や、民法などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2016（平成28）年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる12万2,575件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

(2) 児童虐待防止対策の取組み状況

①児童福祉法等の改正について

児童虐待に関する課題に対処するため、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。2016（平成28）年5月に成立し、2017（平成29）年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。）（**図表1-4-1**）では、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター（母子保健法上の名称は「母子健康包括支援センター」）の設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。さらに、同年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（**図表1-4-2**）では、虐待を

受けている子ども等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者への指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。

②市町村及び児童相談所の体制強化等について

平成28年児童福祉法等改正法において、市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、また、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないとされたことを踏まえ、当該支援拠点の設置を推進している。

また、児童相談所の体制強化として、平成28年児童福祉法等改正法において、弁護士や児童心理司等の専門職を配置することや、児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないことが規定された。本改正及び2016年4月に策定した「児童相談所強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等を図っている。

③児童虐待防止対策の強化について

児童虐待については、児童相談所の児童虐待相談対応件数（2016年度）が12万2,575件と5年前と比べて倍増している。

このような状況や、目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて、2018（平成30）年6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、安倍総理から、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることについて指示があった。

この指示を受け、対応策を検討し、同年7月20日に同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定された。

同対策においては、「緊急に実施する重点対策」と「児童虐待防止のための総合対策」を決定しており、「緊急に実施する重点対策」として、転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールを見直し・徹底すること等としているほか、児童相談所の体制強化について、現行の「児童相談所強化プラン」を前倒して見直し、来年度から2022年度までを期間とする新たな体制強化プランを策定し、その中で、児童相談所の児童福祉司の配置について、児童虐待相談への対応件数のみならず、非行等の相談件数も加味した配置標準へ見直し、現行約3,200人に加え、約2,000人程度の増加を図るとともに、市町村の体制強化などに取り組むこととしている。また、「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保などを講じることとしている。

今後、本対策に基づき、財政的な措置が必要なものについては、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討をするとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じていくこととしている。

また、東京都及び香川県において検証が行われているが、厚生労働省としても、国の「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、東京都・香川県と連携を取りながら、両都県の検証結果を待たずに並行して専門家による検証を行う。

図表 1-4-1 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

改正の趣旨

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

図表 1-4-2

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

改正の趣旨	虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。
改正の概要	<p>※平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法） <ol style="list-style-type: none"> ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。 ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。 ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法） <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律） <ul style="list-style-type: none"> ○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。 4. その他所要の規定の整備
施行期日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

④児童相談所全国共通ダイヤルについて

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、2015（平成27）年7月1日から、児童相談所全国共通ダイヤルについて、これまでの10桁番号から3桁番号「189（いちはやく）」を運用している。さらに、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、2016年4月に音声ガイダンスの短縮や、2018（平成30）年2月に携帯電話等からの入電についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めている。

⑤児童虐待による死亡事例等の検証について

児童虐待による死亡事例等について、2004（平成16）年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待による死亡事例等について分析・検証し、事例から明らかとなった問題点、課題に対する具体的な対応策を提言として取りまとめており、2017年8月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」を取りまとめた。

第13次報告においては、心中以外の虐待死（48例・52人）では、0歳児死亡が最も多く（約6割）、うち月齢0か月が約4割を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

(3) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

2004（平成16）年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐

待に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、月間中、関係府省庁や、地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。2017（平成29）年度においては、「いち早く知らせる勇気 つなぐ声」を月間標語として決定するとともに、児童虐待防止対策協議会の開催（11月22日）、広報用ポスター、リーフレット等の作成・配布、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。



2 社会的養育の充実

(1) 社会的養育の基本的方向

平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、

- ・国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。
- ・ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり、又は適当でない場合にあっては、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- ・児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

と規定されたことを踏まえ、養子縁組や里親・ファミリーホームによる家庭養育の推進等を図るとともに、児童養護施設等の施設についても小規模化や地域分散化を図ることとしている。

(2) 家庭養育の推進

社会的養護が必要な子どもは、温かく安定した環境で養育されることが望ましく、特に乳幼児期は、安定した養育環境の中で愛着関係の基礎が作られるべき大切な時期であり、子どもの最善の利益を考えれば、できる限り家庭における養育環境と同様の環境で育つということが、子どもの心身の健やかな成長、発達が図られる上で非常に重要である。

このため、改正児童福祉法においては、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援や、養子縁組に関する相談・支援が位置づけられた。また、養子縁組里親を法定化するとともに、養育の質について全国的に一定の水準を確保するため、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿の作成についても、新たに法律に規定された。

これを踏まえ、2017（平成29）年度より、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、

里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う「里親支援事業」を実施しているほか、フォスターリング機関（里親養育包括支援機関）の普及などによる里親支援体制の構築に取り組んでいる。

また、里親・ファミリーホームへの委託を推進するため、毎年10月を「里親月間」と位置付け、広報用ポスター、リーフレットの作成・配布や政府広報（新聞、インターネット）などにより、地方公共団体や関係団体などと連携した集中的な広報・啓発活動を実施している*1。

併せて、特別養子縁組制度についても広報用ポスター、リーフレットを作成し、産科医療機関への掲示を行うなど、地方公共団体や関係団体などと連携し、制度の普及啓発に取り組んでいる*2。

第192回国会においては、議員立法として提出された民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が、2016（平成28）年12月9日に成立した。同法は、養子縁組あっせん事業について許可制度とし、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、2018（平成30）年4月1日に施行されたところである。

一方、施設では、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、地域小規模児童養護施設の設置を進めてきている。2016年度から、地域小規模児童養護施設等を賃貸物件を活用して運営する場合に、賃借料の実費を措置費に算定できるようにするなどしている。

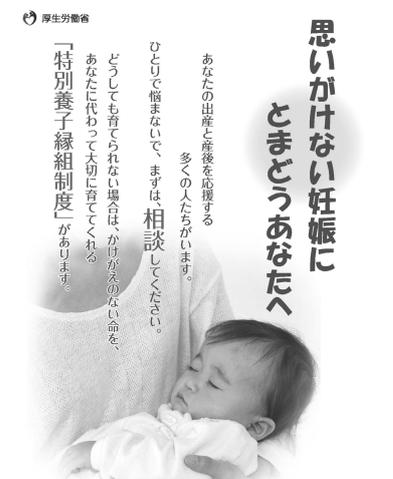
(3) 施設を退所した子どもの自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多いことから、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要である。

2015（平成27）年度には、養育環境等により十分な学習機会が確保されていない児童養護施設入所児童等に対し



(里親制度広報啓発ポスター)



まずは児童相談所に、お電話ください。 **全国共通ダイヤル 189**



詳しくは児童相談所に、お尋ねください。 **全国共通ダイヤル 189**

(特別養子縁組制度広報啓発ポスター)

*1 厚生労働省ホームページ「里親制度等について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html

*2 厚生労働省ホームページ「特別養子縁組制度について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>

て退所後の自立支援につなげるため、学習支援の充実を図った。

また、2015年より、児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額や生活費の貸付及び児童養護施設等に入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行い、就業継続等の条件により返還を免除する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施している。

さらに、改正児童福祉法において、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が対象に追加されたことを受け、2017（平成29）年度より、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用の補助として「就学者自立生活援助事業」を実施するとともに、大学等に就学していない自立援助ホームの入所者や里親等への委託、児童養護施設等への入所措置を受けていた者についても同様に、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳に達する日の属する年度の末日まで引き続き必要な支援を受けることができるよう「社会的養護自立支援事業」を実施している。

(4) 社会的養護に関する施設機能の充実

社会的養護の施設が質の高い支援を実施するためには、体制面の充実や第三者評価の適切な実施が不可欠である。このため、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、第三者評価及び施設長研修を義務付けている。

なお、第三者評価については、2012（平成24）年度から3か年度毎に1回以上の受審をすることとしており、2017（平成29）年度には、評価効果を上げるために評価基準の見直しを行い、2018（平成30）年度から適用することとした。

また、2015（平成27）年度には、虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう職員配置の改善や、人材定着を図るため、民間児童養護施設等の職員給与の改善を行った。2017年度には、民間児童養護施設等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、民間の児童養護施設職員等について2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施した。

さらに、2017年度補正予算及び2018年度予算においても、児童養護施設職員等の処遇改善を盛り込んでいる。

(5) 被措置児童等虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた児童等（被措置児童等）への虐待があった場合には、児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、

- ①被措置児童等虐待に関する都道府県等への通告や届出
- ②通告した施設職員等に対する不利益取扱いの禁止
- ③届出通告があった場合に都道府県等が講じるべき調査等の措置

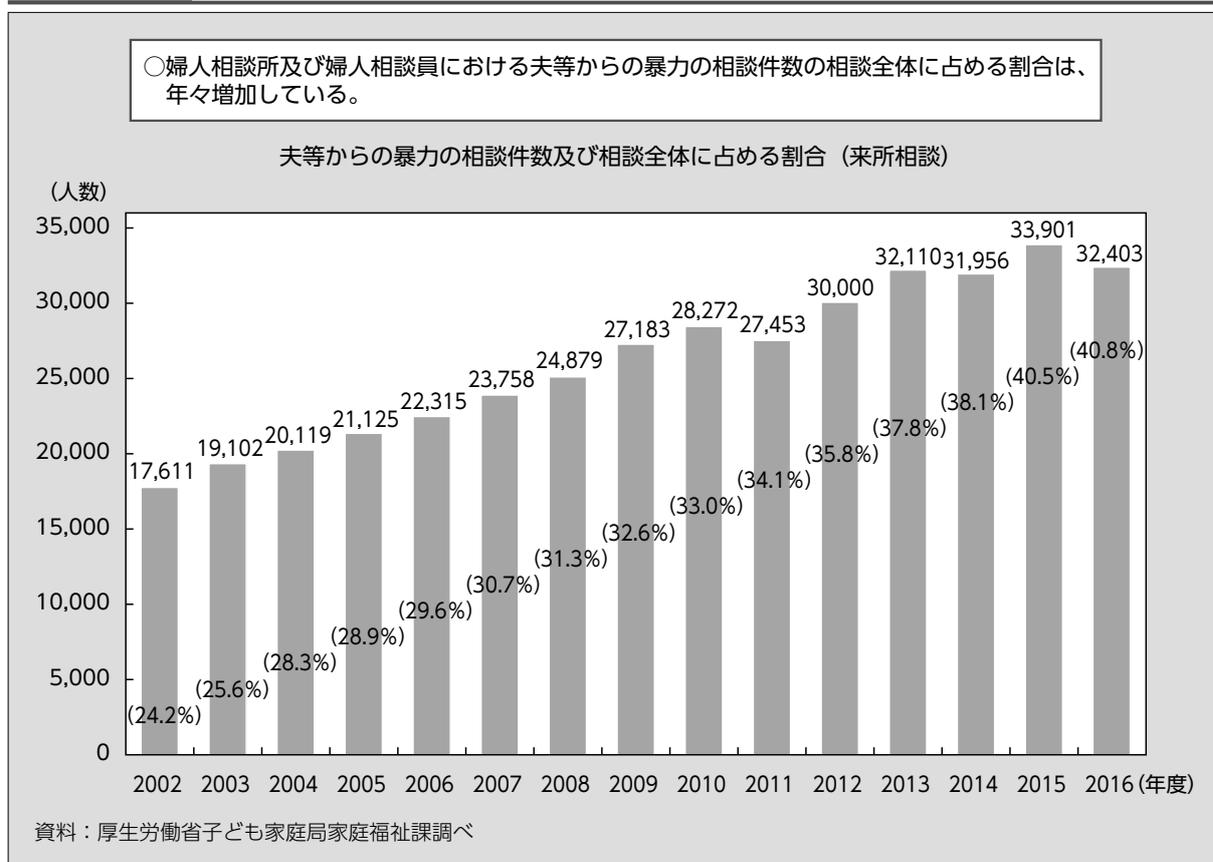
等が規定された。これを受けて厚生労働省では「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいる。

3 女性保護施策の推進

(1) 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2016（平成28）年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による女性相談者の実人員を見ても、79,423人（2015（平成27）年度83,718人）のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が32,403人（2015年度33,901人）であり、相談理由の40.8%（2015年度40.5%）を占めるなど、配偶者からの暴力被害者の割合が増加しており（図表1-4-3）、関係府省（内閣府、警察庁等）及び関係機関（配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所等）との密接な連携を図り、引き続き取組みの強化が必要とされている。

図表 1-4-3 婦人相談所及び婦人相談員による相談



(2) 配偶者からの暴力対策等の取組み状況

配偶者からの暴力被害者等に対する相談・保護等の支援については、

- ① 配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護及び民間シェルターや母子生活支援施設等一定の基準を満たす者への一時保護委託の実施
- ② 婦人相談所職員や婦人相談員等の相談担当職員に対する専門研修の実施
- ③ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワーク整備
- ④ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童へのケアを行う指導員の配置

- ⑤ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設の夜間警備体制の強化
 - ⑥ 婦人相談所における法的対応機能強化事業の実施
 - ⑦ 外国人被害女性等を支援する専門通訳者養成研修事業の実施
- など、各種施策を実施している。

2013（平成25）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても、配偶者暴力防止法が適用されることとなった（2014（平成26）年1月3日施行。施行後は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）。

2013年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が一部改正され、「婦人相談所その他適切な施設」においてストーカー行為等の相手方（婦人相談所においては被害女性）に対する支援に努めることが明記された（2013年10月3日施行）。

また、2017（平成29）年度より、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組みを強化するため、福祉事務所等に配置されている婦人相談員の手当を勤務実態に応じた手当額となるよう見直すとともに、都道府県において、婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加を図っている。また、婦人保護施設等における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図るとともに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給することにより、自立のための就労支援の充実を図っている。

(3) 人身取引被害女性の保護

人身取引被害女性の保護については、婦人相談所においては、431名（2001（平成13）年4月1日～2017（平成29）年3月31日）の保護が行われてきたところである。

なお、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引被害女性の保護・支援を図っているところであり、婦人相談所等においても、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等の関係機関と連携を図りながら、被害女性の立場に立った保護・支援を実施している。

第5節 子どもの貧困対策

2014（平成26）年8月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、ひとり親家庭の子どもへの学習支援の充実や生活困窮者自立支援法による生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の恒久的な実施、児童養護施設の職員配置の改善など社会的養護の体制整備、ひとり親家庭の親の学び直し支援などによる就業支援などを進めた。また、こうした取組みを含む子供の貧困対策については官公民の連携等によって国民運動として展開する必要があるため「子供の未来応援国民運動」を立ち上げ、各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備などを行った。

また、2015（平成27）年12月に開催された「子どもの貧困対策会議」において「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）を

決定し、施策の更なる充実を図ることとした。

これらの取組みにより、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備を進めている。

第6節 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1 ひとり親家庭を取り巻く状況

母子世帯の推計世帯数（父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯）は、2016（平成28）年で123.2万世帯となっており、父子世帯の推計世帯数（母のいない児童がその父によって養育されている世帯）は、同年で18.7万世帯になっている*3。

母子世帯になった理由別にみると、死別世帯が8.0%、生別世帯が91.1%になっている*4。

就業の状況については、2016年には、母子家庭の母は81.8%が就業している。このうち、正規の職員・従業員が44.2%、パート・アルバイトが43.8%になっている。一方、父子家庭の父は85.4%が就業しており、このうち正規の職員・従業員が68.2%、自営業が18.2%、パート・アルバイトが6.4%になっている*5。

母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円であり、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額739.8万円と比べて低い水準となっている。一方、父子世帯の父自身の平均年間収入は420万円であり、母子世帯より高い水準にあるが、300万円未満の世帯も35.2%になっている*6。

2 ひとり親家庭の自立支援の取組み

ひとり親家庭等に対する支援については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等に基づき、①保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、②母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金等の就業支援策、③養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、④児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付けによる経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開してきた。

しかしながら依然として、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、これらの方の自立のためには、

- ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ひとりで過ごす時間が多い子ども達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・安定した就労による自立の実現

が必要である。

*3 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2016年）

*4 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2016年）

*5 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2016年）

*6 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2016年）、児童のいる世帯については厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」

このため、2015（平成27）年12月に「すくすくサポート・プロジェクト」を策定し、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実している（図表1-6-1）。

具体的には、①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事を応援、⑤住まいを応援、⑥社会全体で応援という6つの柱に沿って、

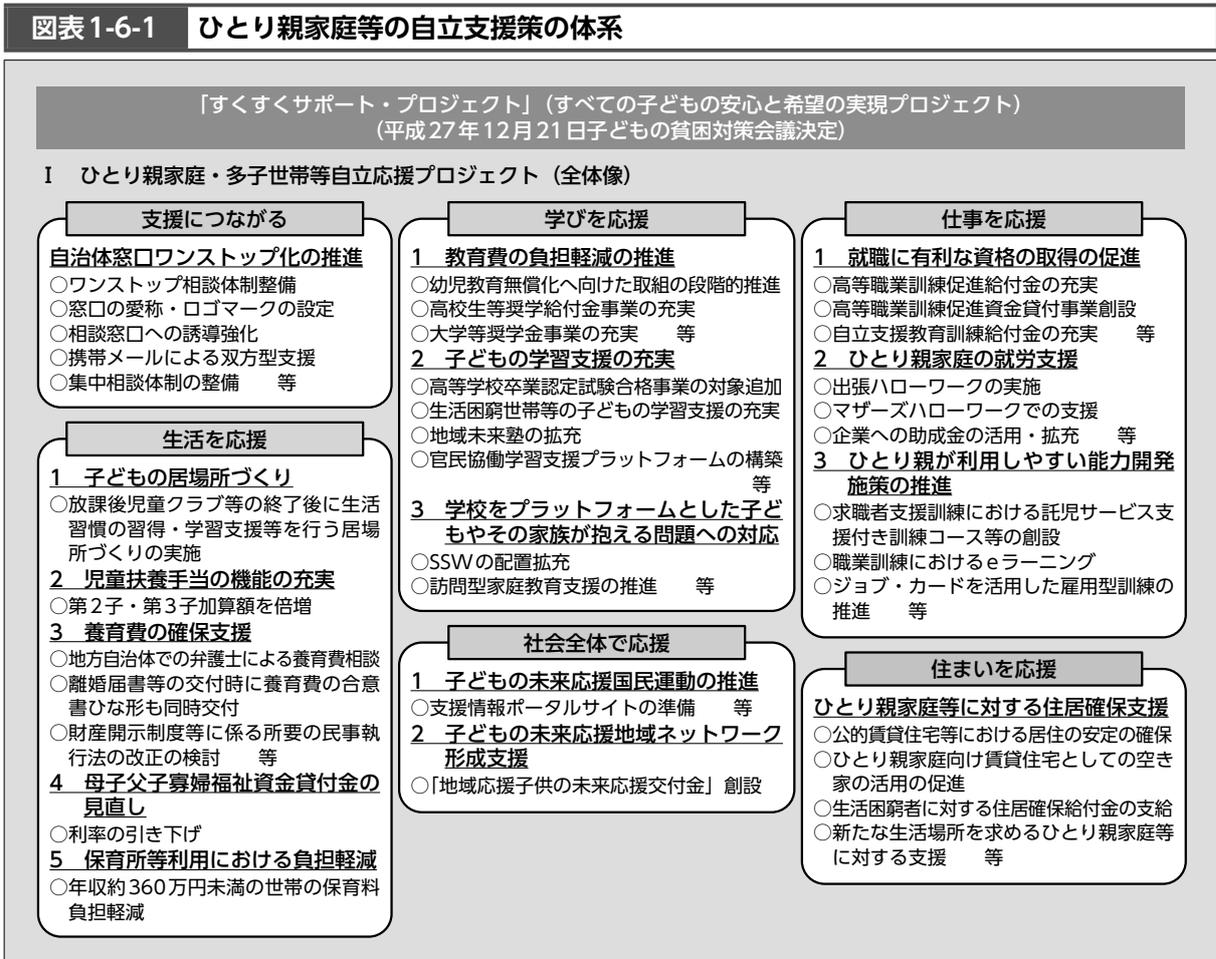
- ・自治体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもたちの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施
- ・児童扶養手当の機能の充実
- ・教育費負担軽減など、子どもたちの学習支援の充実
- ・高等職業訓練促進給付金の充実など、就職に有利な資格の取得の促進
- ・ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
- ・「子供の未来応援国民運動」の推進

などを推進している。

児童扶養手当の機能の充実については、第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増させる「児童扶養手当法等の一部を改正する法律」が第190回通常国会で成立し、2016（平成28）年8月1日から施行されている。

また、児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すこと等を内容とする関連法案が第196回通常国会において成立した（第4章第1節4を参照）。

図表 1-6-1 ひとり親家庭等の自立支援策の体系



第7節 母子保健医療対策の推進

1 地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化

地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。このため、2015（平成27）年度から、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを立ち上げ、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成するとともに、関係機関と連携することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けて取り組んでいるところである。ニッポン一億総活躍プラン等において、今後、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととしており、同センターを法定化する改正母子保健法が2017（平成29）年4月から施行された。さらに、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において助産師等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子の心身のケアを行う「産後ケア事業」の推進を図っている。

2 不妊に悩む夫婦への支援

経済的な負担が大きい体外受精と顕微授精については、2004（平成16）年度から、費用の一部の助成を行っている。この助成事業については、2009（平成21）年度から助成額の治療1回当たり上限額を15万円まで、2011（平成23）年度から、1年度目の助成対象回数を年3回まで拡大するとともに、2013（平成25）年度には、一部助成単価の適正化を図っている。

2013年度には助成事業の今後のあり方についての検討会を開催し、不妊治療に係る医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、助成対象範囲の見直しを行い、2014年度から見直しの一部実施、2016（平成28）年度から見直しを全面実施し、対象年齢を43歳未満、通算助成回数を6回（助成開始年齢が40歳以上の場合は3回）とし、年間助成回数の制限を撤廃した。さらに、2016年1月から、早期の受診を促すため、出産に至る割合が多い初回治療の助成額を15万円から30万円に拡充するとともに、不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的とした手術療法を実施した場合、更に15万円を上限に上乗せして助成している（2017年度支給実績：139,752件）。

さらに、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

3 子どもの心の健康支援等

様々な子どもの心の問題等に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉教育関係機関等と連携した支援体制の構築を図る「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施している。

また、入院を必要とする未熟児に対しては、その養育に必要な医療の給付等を行っており、2013（平成25）年度からは事務の実施権限が都道府県、政令市及び特別区から市区町村に移譲された。

これらのほか、新生児スクリーニングとして、先天性代謝異常等の早期発見・早期治療を図るための都道府県及び指定都市における先天性代謝異常等検査や、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るための市区町村における新生児聴覚検査の確実な実施に向け取組みを促している。

4 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減

妊婦健康診査については、2013（平成25）年度以降、実施に必要な回数及び項目につき地方財源を確保し、地方交付税措置を講じている。また、妊婦健康診査が、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられたことに伴い、妊婦に対する健康診査の望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号）を定め、妊婦健康診査における望ましい検査項目や内容等について定めている。

加えて、出産育児一時金制度については2011（平成23）年4月以降、支給額を原則42万円にしている。

5 「健やか親子21」の推進

「健やか親子21（第2次）」（2015（平成27）年度～2024年度）は、21世紀の母子保健の取組みの方向性と目標を示し、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動である。「健やか親子21（第2次）」では、日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、生命が守られるよう地域間での健康格差を解消すること、また、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、などの多様性を認識した母子保健サービスを展開することが重要であるとしている。そういった認識のもと、10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」とし、3つの基盤課題と2つの重点課題^{*7}を設定して、取組みを行っている。

国民運動の取組みの充実に向けて、ウェブサイト等を活用して幅広い対象者に向けた普及啓発を実施している。また、毎年、全国から母子保健事業及び家族計画事業関係者を集めて「健やか親子21全国大会」を開催しており、2018（平成30）年度に、三重県で開催された大会には延べ約1,700名が参加した。さらに、「健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）」を実施し、母子の健康増進を目的とする優れた取組みを行う企業・団体・自治体を表彰している。

こうした取組みを通じて、妊娠中から子育て中の親子とその家族が、自らの健康に関心を持ち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりを推進している。

*7 「健やか親子21（第2次）」の課題は、以下の通り。
 基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
 基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
 重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
 重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策

第8節 仕事と育児の両立支援策の推進

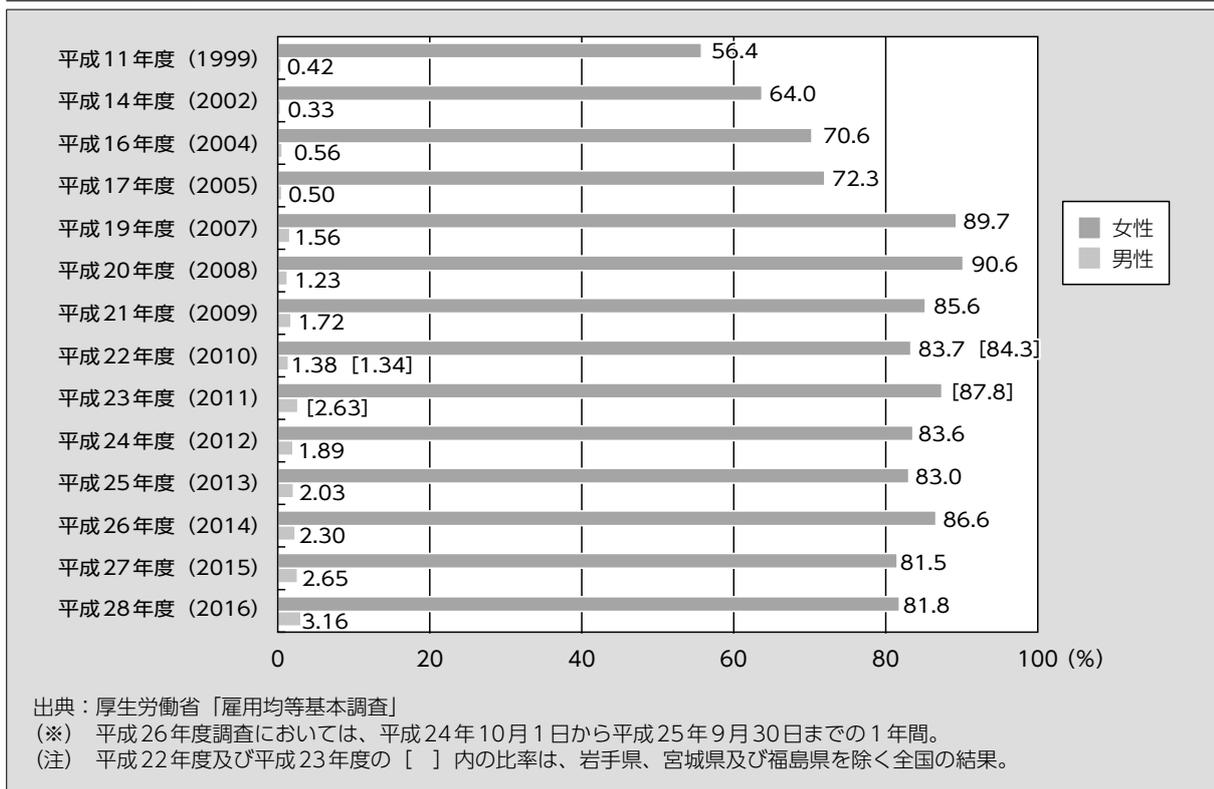
1 現状

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

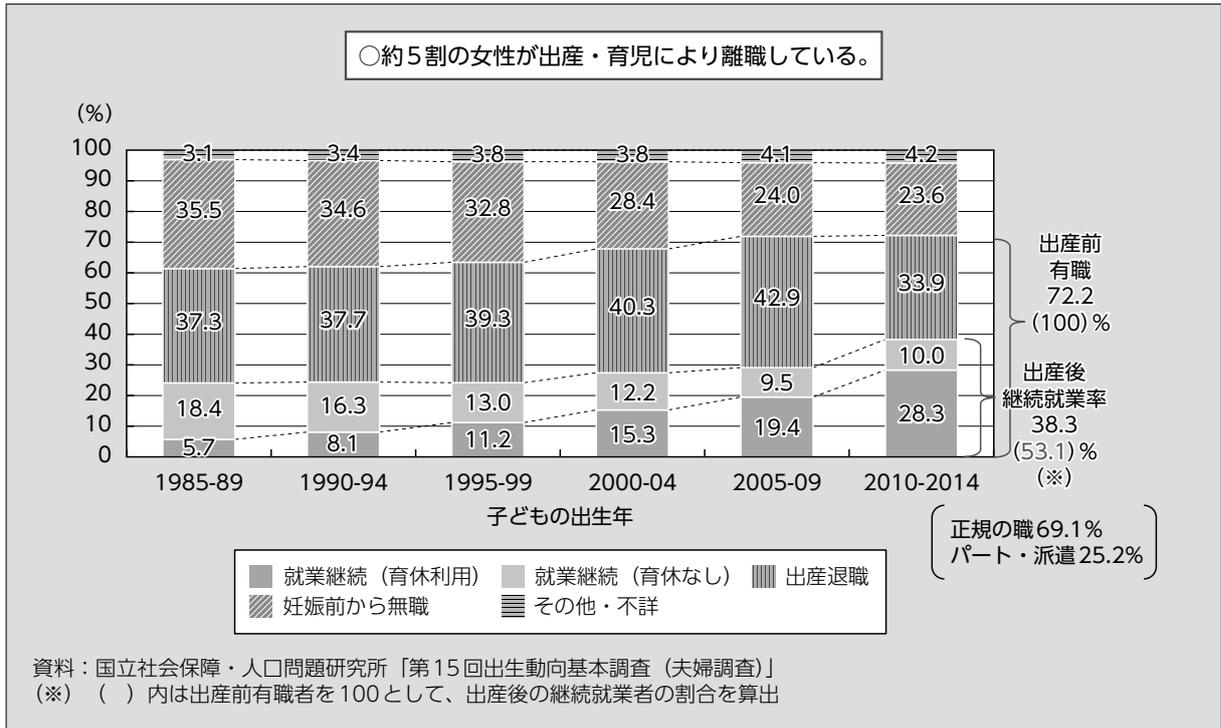
直近の調査では、女性の育児休業取得率は81.8%（2016（平成28）年度）と、育児休業制度の着実な定着が図られている（図表1-8-1）。しかし、第1子出産後の女性の継続就業割合をみると、53.1%（2015（平成27）年度）となっており、いまだに半数近くの女性が出産を機に離職している（図表1-8-2）。

また、男性の約3割が育児休業を取得したいと考えているとのデータもある中、実際の取得率は3.16%（2016年度）にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準である。こうした男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つになっていると考えられる。

図表1-8-1 育児休業取得率の推移



図表 1-8-2 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



2 育児・介護休業法

こうした状況の中、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」という。）において、短時間勤務制度や所定外労働の制限の義務のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）、父親が配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合に再度の育児休業の取得を可能とする等、父親の育児休業取得を促進するための制度が規定されている。

また、2017（平成29）年1月から、有期契約労働者の育児休業の取得要件緩和や、子の看護休暇の半日単位での取得などを可能とする改正育児・介護休業法が施行されたことに加え、保育所に入れられない場合等に最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できるようにすること、事業主に育児休業制度等の対象者への個別周知や育児目的休暇の設置に努めることを義務づけることを内容とする改正法が同年10月1日から施行されている。

3 企業における次世代育成支援の取組み

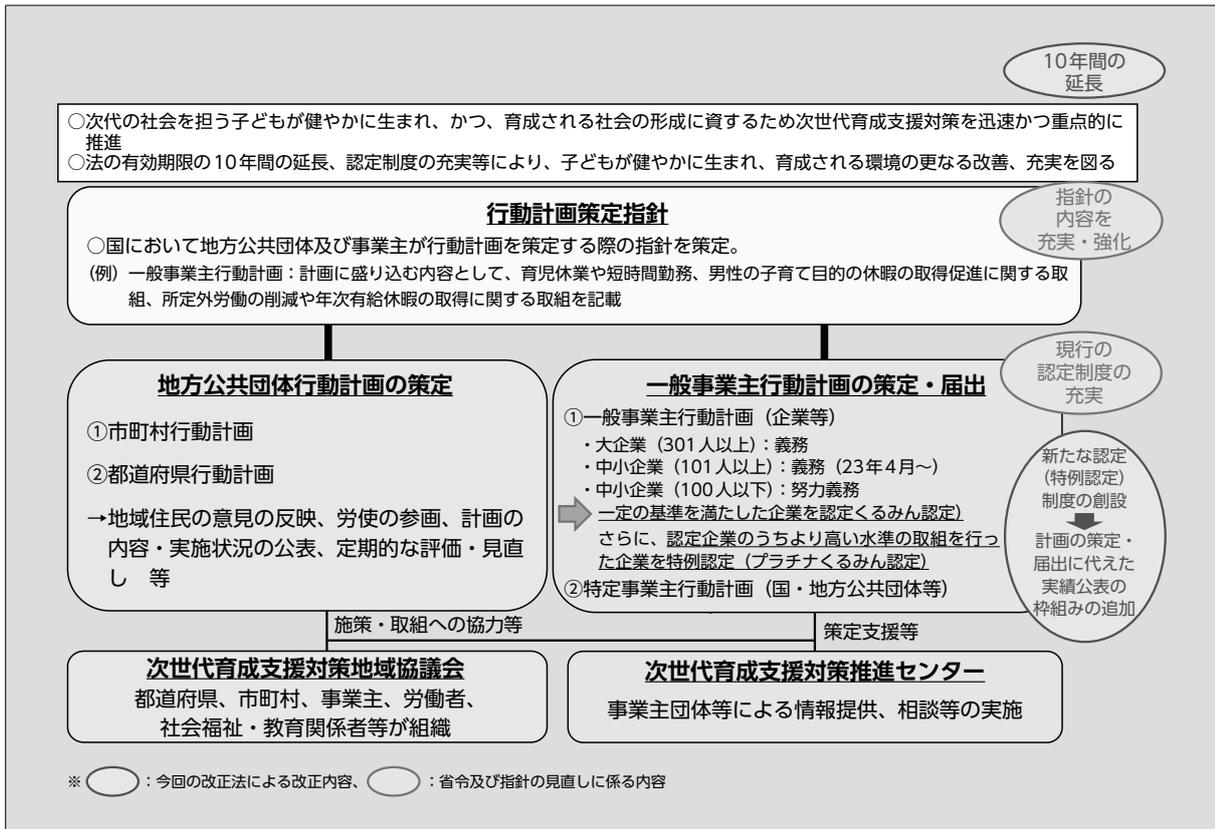
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている（図表1-8-3、図表1-8-4）。

地域や企業の子育て支援に関する取組みを促進するため、常時雇用する従業員数が101人以上の企業に対し、一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等を義務づけ、次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出等の促進を図っている。

また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができる。

2015（平成27）年4月1日からはくるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の両立支援の取組みを行い、一定の要件を満たした場合に認定を受けられる特例認定（プラチナくるみん認定）制度が施行されており、特例認定を受けた企業は認定マーク（愛称：プラチナくるみん）を使用することができる。

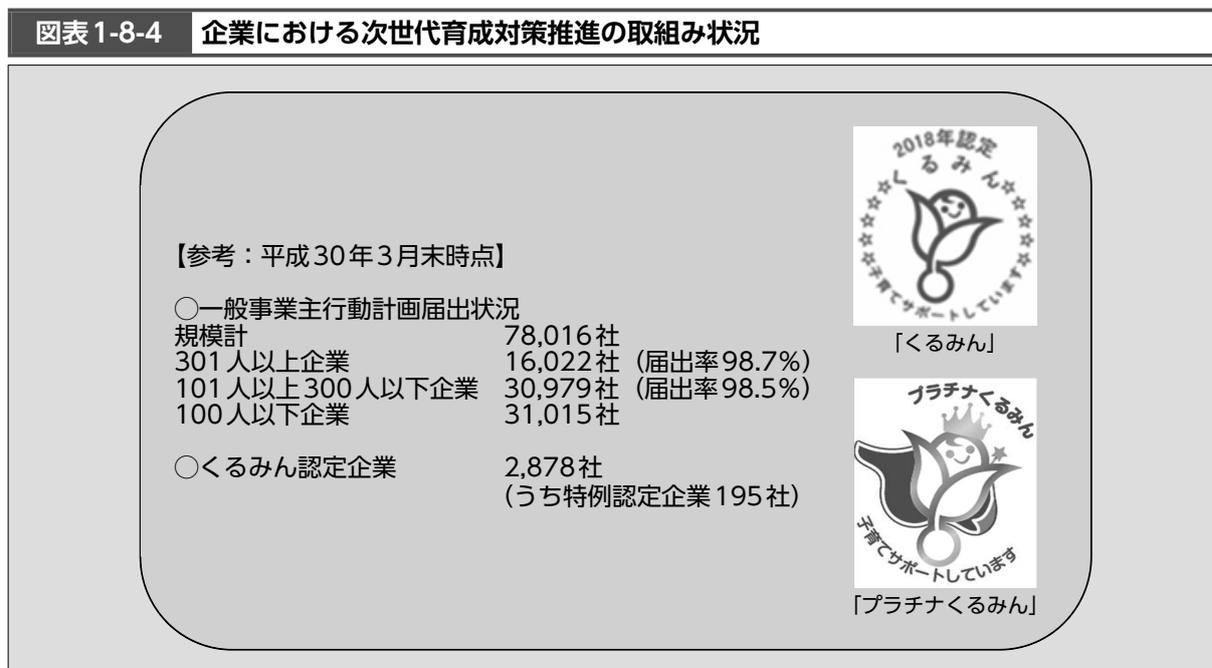
図表 1-8-3 次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント
（平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法を、10年間延長）



この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組み事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、認定企業に対する公共調達における加点評価について、幅広く周知し、認定の取得促進を図っていく。

また、2017（平成29）年4月には、多方面から子育てサポートに取り組む企業を認定するため、労働時間に関する基準の追加、男性の育児休業取得に関する基準の厳格化、関係法令に違反する重大な事実の範囲の拡大など、認定基準等の見直しを行った。

図表 1-8-4 企業における次世代育成対策推進の取組み状況



4 仕事と家庭を両立しやすい環境整備の支援

育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主を支援するため、両立支援等助成金を支給している。

①事業所内保育施設コース

労働者のための事業所内保育施設を設置・運営等したとき

②出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、実際に育児休業等を取得した男性労働者が生じたとき

③介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立のための職場環境整備に関する取組みを行うとともに、介護休業の取得・職場復帰や仕事と介護の両立のための勤務制限制度を利用させたとき

④育児休業等支援コース

・育休取得時、職場復帰時

育休復帰支援プランを作成し、プランに基づき労働者の円滑な育休取得・職場復帰に取り組んだとき

・代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、同育児休業取得者を原職等に復帰させたとき

・職場復帰後支援

育児休業取得者の職場復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入、運用したとき

⑤再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用したとき

また、インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点

検・評価することができる両立指標や両立支援を積極的に行っている企業の取組み等を掲載したサイト「女性の活躍・両立支援総合サイト 両立支援のひろば」*⁸による効果的・効率的な情報提供等により、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組みを促進している。

さらに、事業主が労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するために策定する「育休復帰支援プラン」や介護離職を防止するために策定する「介護支援プラン」の普及や策定支援を行っている。また、労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、育児休業給付金を支給している。

加えて、仕事と育児・介護等との両立支援のための取組みを積極的に行って成果を上げている企業に対し、公募で「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組みを広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進している。2017（平成29）年度はファミリー・フレンドリー企業部門厚生労働大臣優良賞を株式会社東邦銀行、伊藤忠商事株式会社、小田急電鉄株式会社、日本ガイシ株式会社が受賞した。

このほか、育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進する「イクメンプロジェクト」を実施している。男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を対象とした「イクメン企業アワード」、管理職を対象とした「イクボスアワード」等表彰の実施のほか、人事労務担当者向けセミナーの実施や啓発用動画の作成、企業の事例集等広報資料の作成・配布、公式サイトの運営等により男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。

* 8 「女性の活躍・両立支援総合サイト 両立支援のひろば」 ホームページ <http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>